

北海道札幌視覚支援学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る」ということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で全力を尽くす必要があります。

本校は、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めます。また、道や市町村、関係機関と一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わずいじめが行われなくなる社会を目指します。

そこで、児童生徒が意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見に全力で取り組むとともに、トラブルやいじめを認知した場合は適切かつ速やかに問題を解決し、互いを尊重し合い、いじめを許さない集団を自律的に築いていく力を養うための『北海道札幌視覚支援学校いじめ防止基本方針』をここに定めます。

令和5年11月28日 制定

令和8年 4月 1日 改訂

I いじめとは

1 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条、北海道いじめ防止基本方針第2条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

2 いじめを理解するに当たっての留意点

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応により対処する。ただし、この場合も「学校いじめ防止対策組織」で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。
- 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの内容と要因

(1) いじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの要因

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はど

の生徒にも生じ得る。

- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

(3) いじめの衝動を発生させる原因

- 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- 集団内の異質なものへの嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ねたみや嫉妬感情
- 遊び感覚やふざけ意識
- 金銭などを得たいという意識
- 被害者となることへの回避感情 等

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消の見極めに当たっては、必要に応じスクールカウンセラー等を含めた集団で判断することが大切である。

解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く観察する必要がある。

II 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

1 学校及び教職員の責務

- 学校は、児童生徒のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 教職員は、いじめを発見した場合等は、学部主事、生徒指導主事および当該担当管理職に報告し、組織的な対応に繋げるとともに、被害児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対応する。
- 教職員は、自らの不適切な言動等によりいじめを助長したりしない。

2 家庭（保護者）の責務

- 家庭は、生徒等にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有する。

- 保護者は、必要に応じ、自ら模範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを児童生徒に身に付けさせるよう努める。
- 保護者は、児童生徒がいじめを受けている場合には、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情を十分に理解し、対応する。

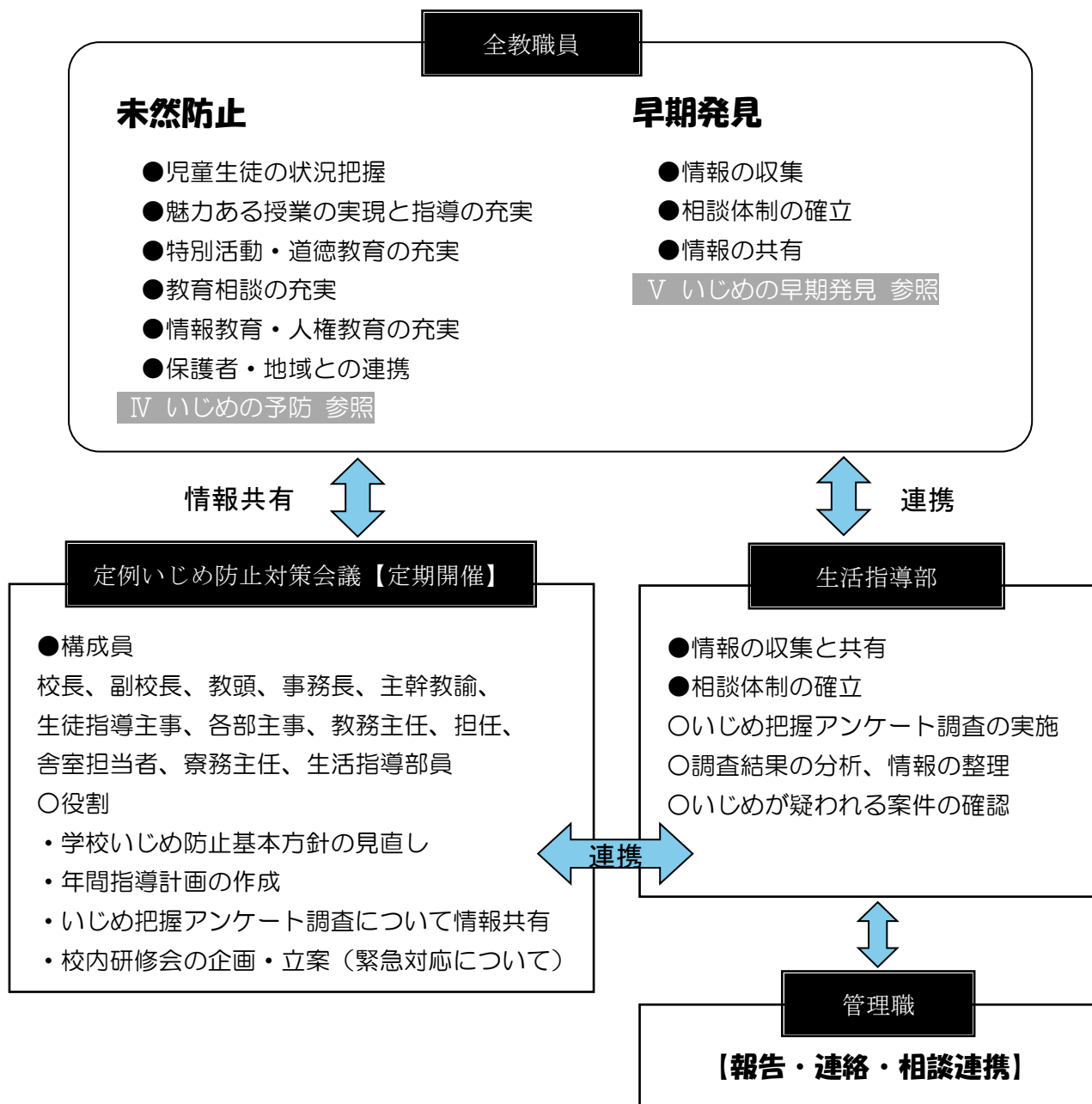
3 地域の役割

- 地域は子どもにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組むことができる場として、発達段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を有する。
- 児童生徒がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、相談機関などの関係団体に相談や連絡するなどして、児童生徒の抱える問題の解決に努める。

Ⅲ いじめ防止の指導体制・組織対応

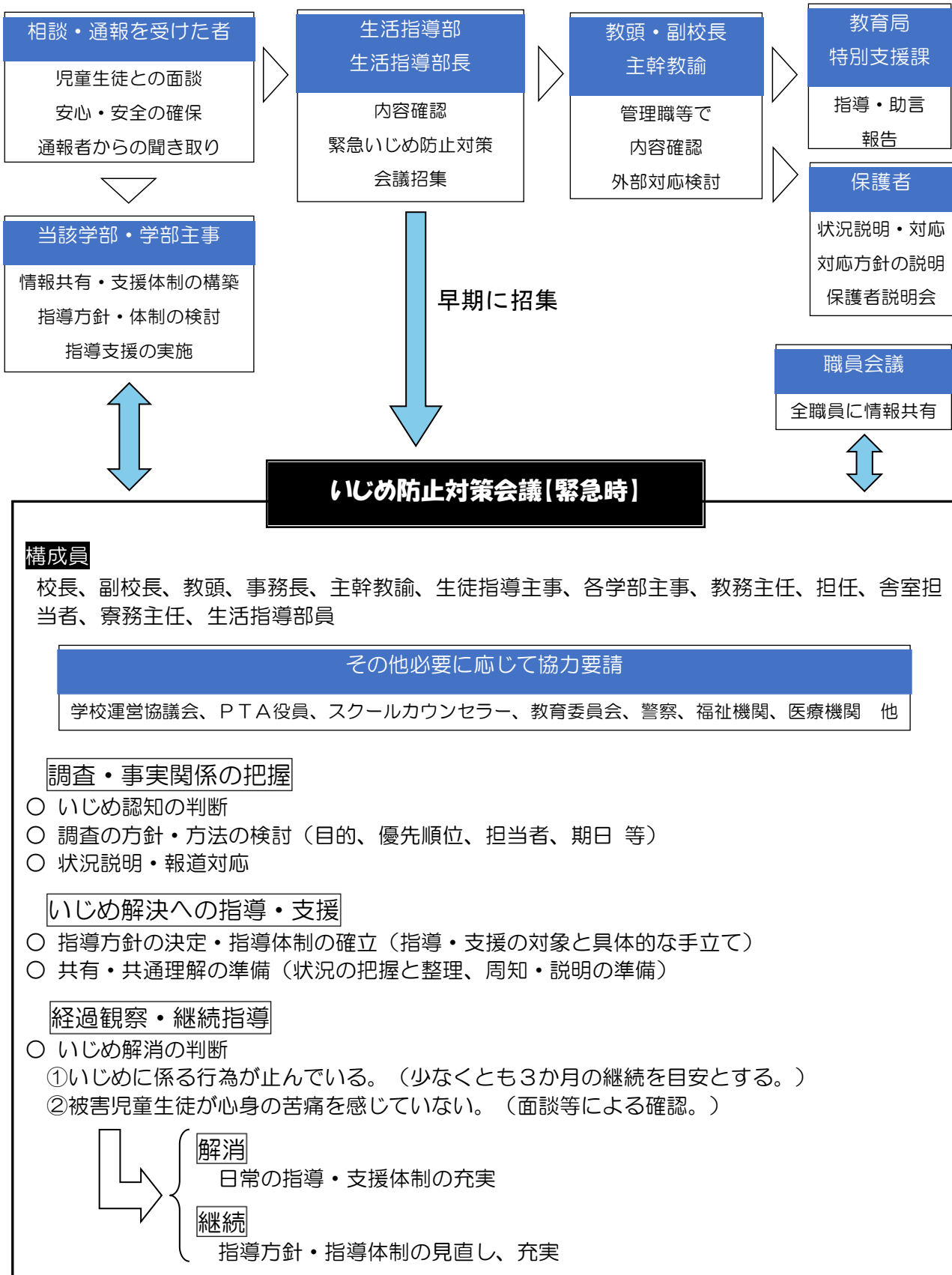
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

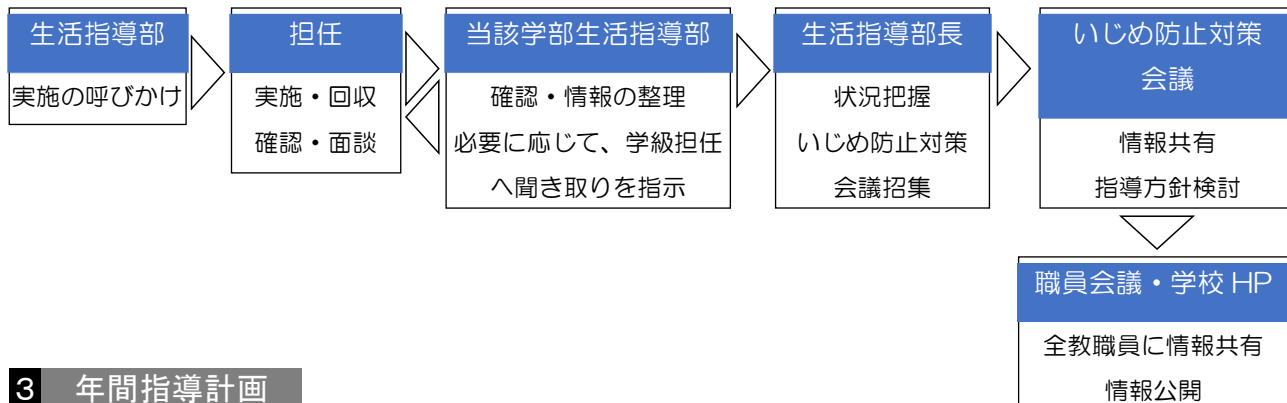


2 組織的対応（いじめへの対応）

（1）相談・通報・アンケート等により、いじめの疑いがあった場合



(2) いじめ把握アンケート調査（年3回実施）



3 年間指導計画

月	小学部	中学部	高等部	いじめ防止対策会議
4	<input type="checkbox"/> 札視のきまりについて <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針の説明 <input type="checkbox"/> いじめに関する相談窓口の周知	<input type="checkbox"/> 生徒心得について <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針の説明 <input type="checkbox"/> いじめに関する相談窓口の周知	<input type="checkbox"/> 生徒心得について <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針の説明 <input type="checkbox"/> いじめに関する相談窓口の周知	<input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針の周知（HP公開） <input type="checkbox"/> PTA総会
5	<input type="checkbox"/> いじめアンケート①	<input type="checkbox"/> 「ほっと」の実施① <input type="checkbox"/> いじめアンケート①	<input type="checkbox"/> 「ほっと」の実施① <input type="checkbox"/> いじめアンケート①	<input type="checkbox"/> SC面談
6				<input type="checkbox"/> 第1回会議 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会 <input type="checkbox"/> SC面談
7	<input type="checkbox"/> 健全な「情報モラル」を身に付ける休業中の過ごし方について	<input type="checkbox"/> 健全な「情報モラル」を身に付ける休業中の心得について	<input type="checkbox"/> 健全な「情報モラル」を身に付ける休業中の心得について	<input type="checkbox"/> SC面談
8	<input type="checkbox"/> お悩み相談週間	<input type="checkbox"/> お悩み相談週間	<input type="checkbox"/> お悩み相談週間	<input type="checkbox"/> 第2回会議 <input type="checkbox"/> 校内研修
9	<input type="checkbox"/> いじめアンケート②	<input type="checkbox"/> いじめアンケート②	<input type="checkbox"/> いじめアンケート②	<input type="checkbox"/> SC面談
10	<input type="checkbox"/> 互いを尊重しかかわり合う人間関係を身に付ける「学校祭」			<input type="checkbox"/> SC面談
11		<input type="checkbox"/> 「ほっと」の実施②	<input type="checkbox"/> 「ほっと」の実施②	<input type="checkbox"/> 第3回会議 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針の見直しに係るアンケート等の実施 <input type="checkbox"/> SC面談
12	<input type="checkbox"/> 健全な「情報モラル」を身に付ける休業中の過ごし方について	<input type="checkbox"/> 健全な「情報モラル」を身に付ける休業中の心得について	<input type="checkbox"/> 健全な「情報モラル」を身に付ける休業中の心得について	<input type="checkbox"/> SC面談
1	<input type="checkbox"/> お悩み相談週間	<input type="checkbox"/> お悩み相談週間	<input type="checkbox"/> お悩み相談週間	<input type="checkbox"/> 校内研修 <input type="checkbox"/> SC面談
2	<input type="checkbox"/> いじめアンケート③	<input type="checkbox"/> いじめアンケート③	<input type="checkbox"/> いじめアンケート③	<input type="checkbox"/> 第4回会議 <input type="checkbox"/> いじめ対策会議の反省 <input type="checkbox"/> SC面談

3		□「ほっと」の実施③	□「ほっと」の実施③	□第5回会議 □年間指導計画の見直し □学校いじめ防止基本方針の見直し
---	--	------------	------------	---

IV いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

1 児童生徒の状況把握

個別の指導計画および教育支援計画の活用

外部入学者に対しては、在籍校や支援センター等との連携・引き継ぎ

内部入学者に対しては、学部間の連携・引き継ぎ

学舎間での情報共有

2 魅力ある授業の実現と指導の充実

一人一人に応じた授業づくりの実現

児童生徒たちが自ら考え、行動を変容させ、「いじめが起きにくい集団」を自律的に作る力を養う授業の実施

ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な指導の充実

コミュニケーション能力の育成

3 特別活動・道徳教育の充実

学級活動・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

児童生徒会活動、生徒会活動、藻朋会活動、係活動の充実

4 教育相談の充実

担任による教育相談

生徒指導担当者等による教育相談（お悩み相談週間等）

★スクールカウンセラーによる教育相談

5 情報教育・人権教育の充実

教科等を併せた指導の中での情報教育・人権教育の充実

「技術・家庭」、「情報」における情報モラル教育の充実

学校・寄宿舎生活全体を通じた情報教育の充実

人権意識の理解・啓発および高揚

6 保護者・地域との連携

学校公開の実施

関係機関との連携体制の構築

学校評議員会での説明・協力要請
PTAへの説明・協力要請
保護者懇談会等での説明

V いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

1 情報の収集

教職員の観察からの気づき（「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を活用）
養護教諭からの情報
児童生徒からの相談・訴え
保護者からの相談・訴え（「家庭用 子どもの様子チェックリスト」を活用）
アンケートの実施（5月・9月・2月）
各種調査からの気づき

2 相談体制の確立

相談窓口の設置及び周知
面談の定期的実施（8月・1月）
スクールカウンセラーを含めた外部相談機関の周知および連携

3 情報の共有

情報の整理・分析
教職員への情報提供

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員朝会、部会議、職員会議での情報共有
- ・対象児童生徒の状況、実態把握
- ・進級、進学時の引継ぎ

【学校用】

いじめの早期発見のためのチェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・〔 〕
- 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・・〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていくことがある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしかからかいがある。・・・・・・〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したくない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メール（SNS など）を気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

子どもの様子が気になったら、連絡してください。子供の状況を共有しましょう。

【北海道札幌視覚支援学校】

☎ 011-561-7107 電話受付時間 午前8時20分～午後4時50分

VI いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒等の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとできなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にすなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉機関との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発・協力依頼

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 学級活動・ホームルームにおける情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 「技術・家庭」、「情報」における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 被害者、保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処

VII いじめの重大事態について

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒等が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態への対応

学校が重大事態と判断した場合、石狩教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。